

出雲崎町太陽光発電設備導入可能性調査業務委託仕様書

1. 業務名

出雲崎町太陽光発電設備導入可能性調査業務委託

2. 業務目的

本町は、令和6年3月にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指して取組みを進めている。公共施設での太陽光発電設備については、2030年度までに設置可能な公共施設の50%以上に設置することを目指している。

本業務は、その実現に向け、令和7年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（地域理解促進事業、技術開発事業）」補助金を活用し、公共施設における太陽光発電設備の導入可能性調査を行うものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）

4. 調査対象施設

別紙1 調査対象施設一覧のとおり

5. 業務内容

(1) 設置スペースの調査・検討

調査対象施設に太陽光発電設備が設置可能な場所及び面積を既存資料及び現地調査にて確認する。なお、建物における設置場所は屋上を基本とするが、その他で設置可能な場所がある場合は、その設置方法について検討する。

(2) 日射条件の検討

周辺の建築物及び方位等による影の影響について調査し、太陽光発電設備が取得できる日射量を算出する。

(3) 積雪対策の検討

調査対象施設において、積雪による影響を考慮した設置方法及び設置後の対策について検討する。

(4) 太陽光発電設備導入容量の検討

(1) から (3) の検討結果に基づき、太陽光発電設備の容量を検討する。

(5) 太陽光発電設備配置案の検討

(1) から (4) の検討結果に基づき、太陽光発電設備の配置案について検討す

る。

(6) 年間発電量の算定

(4) 及び (5) で検討した太陽光発電設備が 1 年間で発電する年間発電量の算定を行う。なお、算定に当たっては、冬季の積雪による発電量の影響について考慮すること。

(7) 概算事業費の算出

(1) から (6) の検討結果に基づき、太陽光発電設備の概算事業費を算出する。

(8) 導入可能性の評価

(1) から (7) の検討結果に基づき、導入可能性の評価を行い、対象施設を優先順位付けする。

(9) 施設の構造検討

導入可能性の高い施設について、甲が提供する既存の構造計算書を活用し、新たに設置する太陽光発電設備の設置に必要な水平荷重及び風荷重等を考慮し、設置の可否に関する検討を行う。検討施設は 3 施設程度とする。

(10) P P A モデル導入可能性の検討

(1) から (9) の検討結果に基づき、導入可能性が高く、太陽光発電設備の設置面積の大きい施設について、P P A モデル導入の費用シミュレーション等を行う。

(11) 二酸化炭素排出量の削減効果の検討

(6) の検討結果に基づき、二酸化炭素排出量の削減効果を算定する。

(12) 業務報告書作成

(1) から (11) までの検討結果について、業務報告書として取りまとめる。

(13) 再生可能エネルギーへの理解促進

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーに対する町民の理解と関心の向上を図るため、イベントや学校等における環境学習への提案を行う。

(14) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間時（2 回）及び成果品納入時の 4 回程度を基本とし、協議・打合せを行う。ただし、業務遂行に必要な場合には、回数上限に限らず協議・打合せ行うこととする。また、協議・打合せの議事録を作成し、提出するものとする。なお、W E B 等を用いて実施することも可とする。

5. 成果物

- | | |
|------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 報告書概要版 | 2 部 |

- (3) 関連資料（本業務内で収集した資料、根拠資料等） 2 部
- (4) 上記(1)から(2)までの各電子データ(CD-R 又は DVD-R) 1 部

6. その他

- (1) 受託者は、町が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 成果物その他これに類するものの著作権は、町に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物等に掲載する各種の試算については、今後の改訂等を見据え、結果のみならずその前提条件、計算方法等を示すこと。また、文献その他の資料を引用した場合は、その資料名を明記すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- (5) 町は、必要に応じて、業務の実施状況について随時実地に調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
- (6) 本仕様に定めのない事項については、町と受託者が協議した上で決定する。